

新商品



の発売について

日本生命保険相互会社（社長：朝日智司、以下「当社」）は、2025 年 6 月 23 日から、法人向けの新商品「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」を発売します。

当商品は、経営者の高齢化等の環境変化を受け、経営者が要介護状態に該当された場合の事業保障資金や退職慰労金準備等に対する法人のお客様のニーズが高まっていることを踏まえ、契約当初一定期間は傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間は、死亡保障に加え、要介護状態に該当された場合の保障を確保できる商品となっています。

また、契約当初一定期間について、傷害による死亡のみを保障することで、通常よりも簡単な 4 項目の告知で申込可能とするとともに、最短で 5 年経過後に、要介護状態に該当された場合および死亡された場合における事業保障資金等をより効率的に備えることを可能としています。

今後も引き続き、お客様ニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努め、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現を目指してまいります。



のポイント

POINT
1

万一の時に加え、**要介護状態該当時**にも（死亡）保険金等を事業保障資金等の財源として活用可能

POINT
2

ご勇退の際、**解約払戻金を役員等の退職慰労金の財源**として活用も可能

POINT
3

4 項目の告知のみで申込可能

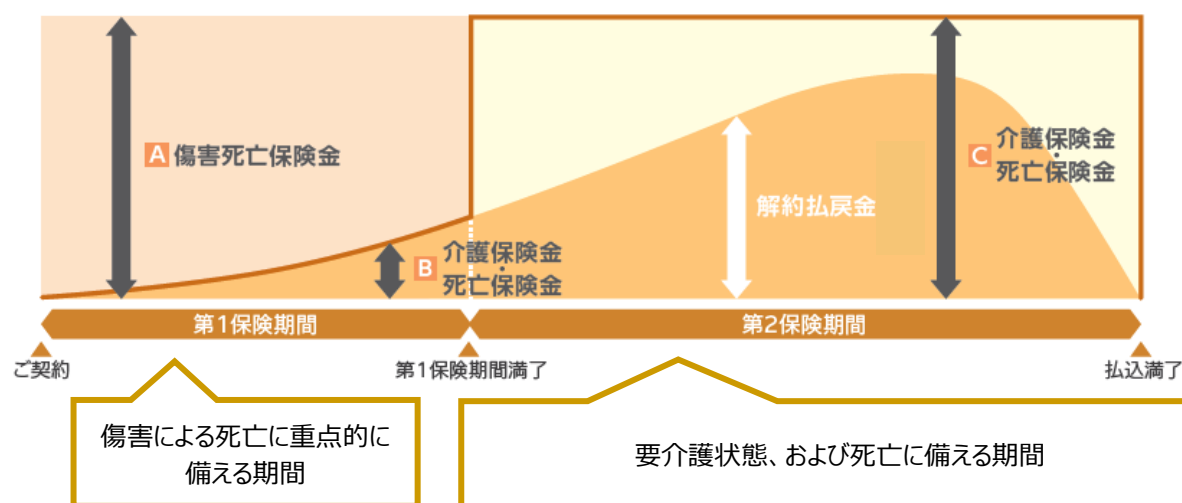
POINT
4

「ベストドクターズ・サービス」「身体障がい・介護のときのサポートデスク」の利用が可能

1. 商品概要

「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」は、保険期間を「第1保険期間」と「第2保険期間」に分離し、第1保険期間は、傷害による死亡に重点的に備え、第2保険期間は要介護状態該当時と死亡に備えられる商品です。

【仕組図】



第1保険期間

- 傷害で死亡されたときに重点的に備えております。
- Bの金額（所定の要介護状態（要介護2以上等）により所定の事由に該当されたときの介護保険金、または傷害以外で死亡されたときの死亡保険金）は責任準備金と同額となり、傷害死亡保険金Aの金額を下回ります。また、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- 第1保険期間は、加入時にお客様のニーズに合わせ、5年～50年（1年刻み）で設定可能です。

第2保険期間

- 所定の要介護状態（要介護2以上等）により所定の事由に該当されたときの介護保険金、または死亡されたときの死亡保険金CはAと同額になります。

ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の被保険者様は、以下のサービスをご利用いただけます。※サービスの詳細は4ページをご参照ください

ベストドクターズ®・サービス

身体障がい・介護のときの
サポートデスク

2. 保障内容

		支払事由	支払額	受取人
第1保険期間	傷害死亡保険金	責任開始時以後に発生した傷害を直接の原因として、被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	保険金額	契約者である法人
	介護保険金	責任開始時以後の傷病を原因として、第1保険期間中に被保険者が次のいずれかの状態に該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上に該当していると認定されたこと ②会社の定める要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたこと	責任準備金額	契約者である法人
	死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき (ただし、傷害死亡保険金が支払われない場合に限る)	責任準備金額	契約者である法人
第2保険期間	介護保険金	責任開始時以後の傷病を原因として、第2保険期間中に責任開始時以後に初めて被保険者が次のいずれかの状態に該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上に該当していると認定されたこと ②会社の定める要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたこと	保険金額	契約者である法人
	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	保険金額	契約者である法人

3. 主な取扱条件

契約年齢範囲	18歳～79歳
保険料払込期間	全期払
保険料払込方法	月払・年払
契約者貸付	取り扱う
払済終身保険への変更	取り扱う
契約形態	以下の契約形態のみ取り扱う 契約者＝法人 被保険者＝役員 死亡保険金受取人・介護保険金受取人＝契約者である法人

4. 保険料例

【設例】 保険料払込方法：年払 保険期間満了年齢・保険料払込満了年齢：100歳 保険金額：1億円

契約年齢	第1保険期間：5年		第1保険期間：10年		第1保険期間：15年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40歳	2,688,800円	2,463,200円	2,661,700円	2,445,900円	2,623,800円	2,423,100円
50歳	3,537,800円	3,194,100円	3,453,200円	3,149,600円	3,338,300円	3,091,000円
60歳	4,905,100円	4,421,500円	4,617,800円	4,276,300円	4,303,300円	4,096,200円

参考 ご利用いただける主なサービス

ベストドクターズ®・サービス

**がんなどの重い病気の中には、
医師が選んだ優秀な専門医等をご紹介します。**

優秀な専門医 (Best Doctors in Japan™) の中から治療やセカンドオピニオンの取得に適した日本の医師等を無料でご紹介します。

治療やセカンドオピニオン取得に
適した名医の紹介

名医との電話相談

名医在籍の病院案内

- ※ベストドクターズ・サービスは、株式会社法研が提供するサービスであり、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害について当社は責任を負いません。
- ※Best Doctors®、ベストドクターズ、Best Doctors in Japan は米国およびその他の国における Best Doctors, Inc.の商標です。Best Doctors, Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health, Inc.の一員です。
- ※被保険者様ご本人が病名をご存知ない場合等には、被保険者様の所定のご家族の方がご利用になれます。(この場合、被保険者様が利用された場合と同様のお取扱いとなります。)
- ※「治療やセカンドオピニオンに適した名医の紹介」「名医との電話相談」は、所定の疾患と診断確定された場合ご利用になれます。
- ※「治療やセカンドオピニオンに適した名医の紹介」は、対象疾患 1 症例につき最大で 3 名の専門医を紹介いたします。(紹介は 1 名ずつとなり、受診した時点でサービス終了となります。)
- ※「名医との電話相談」は、1 疾患に対して利用された場合、サービス終了となり、同一疾患でのご利用はできません。
- ※「名医在籍の病院案内」は、診断確定は不要ですが病名（疑い含む）が必要となります。在籍する医師名のご案内はいたしません。1 疾患（疑い含む）につき最大で 3 つの医療機関をご案内いたします。
- ※優秀な専門医とは、テラドックヘルスインターナショナル社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。
- ※治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただきます。

身体障がい・介護のときの サポートデスク

**身体障がい・要介護状態になった際に、
お客様にあわせたサービスをご案内します。**

身体障がい・要介護状態になった際に、5つのサービスメニューからお客様の状況に適したサービスをナビゲーターがご案内します。

社会保険手続き相談

介護相談

家電の音声操作設定支援

オンラインリハビリ

見守りサービス

- ※『身体障がい・介護のときのサポートデスク』（以下、「当サービス」）は、株式会社星和ビジネスリンクが提供するサービスであり、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害について当社は責任を負いません。
- ※当サービスをご利用いただくためには、身体障がい・要介護状態になった場合に、サービス提供会社へお申込みする必要があります。ただし、サービス提供会社が定める基準に合致しない場合、当サービスをご利用いただけない場合がございます。

※当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。

※詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり一定款・約款」「当社ホームページ」などを必ずご確認ください。

以 上

2025-376G, 広報部